

東広島市長 様

次のとおり安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実と相違ありません。

報告者 (設置者等)	住所	〒 ー		
	氏名			
管理者 (点検者)	住所	〒 ー		
	氏名	㊦	資格名称	
	TEL		FAX	
許可番号	第 号	設置場所		
許可年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日	
広告物の種類				
区分	点検内容	異常	異常の内容	処理
基礎	1 上部構造の支えの傾斜、ぐらつき	有 無		済 未
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	有 無		済 未
支持部・取付部	1 鉄骨の錆発生、塗装の老朽化	有 無		済 未
	2 鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形	有 無		済 未
	3 鉄骨接続部(ボルト)のゆるみ、欠落	有 無		済 未
	4 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無		済 未
	5 ベース周辺、コーキングの老朽化、溶接部の劣化	有 無		済 未
	6 取付対象部(柱・壁・スラブ)取付部周辺の異常	有 無		済 未
広告板・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、錆	有 無		済 未
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落	有 無		済 未
	3 枠組み部材の破損、ねじれ	有 無		済 未
電気設備	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光	有 無		済 未
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、錆、漏水	有 無		済 未
	3 ネオン管・サポート類の破損	有 無		済 未
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良	有 無		済 未
	5 分電盤の腐食、破損	有 無		済 未
	6 電源配線経路の腐食、破損、漏電	有 無		済 未
	7 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷	有 無		済 未
	8 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	有 無		済 未
その他	1 その他点検した事項( )	有 無		済 未
	2 その他点検した事項( )	有 無		済 未
特記事項				
総合評価				
<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 改善済( 年 月 日実施)				

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。  
2 この報告書の記載については、「報告書の注意事項」をよく読んでください。  
3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

(1面)(裏面)  
報告書の注意事項

点検と報告書の記載は、広島県屋外広告物に関する規則第8条の2に定める広告物の管理者が下記事項に留意して行ってください。

1 点検を要する広告物

平看板及び広告塔のうち、広告物又は掲出物件自体の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるものとします。

ただし、直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものを除きます。

2 点検実施期間

許可期間満了の日の3か月前から許可期間満了の前日まで

3 注意事項

- (1) ひとつの許可番号に複数の許可物件がある場合は、それぞれの報告書及び別紙を作成してください。
- (2) 別紙には点検を実施した広告物の写真を添付し、写真添付欄の右の欄に点検方法と補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見を記入してください。

4 添付書類

管理者(点検者)の資格を証明する書面の写し

5 異常が明らかな場合

報告書により広告物の異常が明らかな場合には、条例の規定に基づき、当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。

6 虚偽報告

虚偽の報告に継続の許可を受けたことが明らかな場合には、条例の規定に基づき、その許可を取り消し、又は当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。

※ 本報告書は3部作成し、2部を提出用、1部を管理者控としてください。

別紙 (写真添付・点検方法・所見記載用紙)

許可番号		広告物の種類	
	(写真添付欄)		○点検方法  ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見
	(写真添付欄)		○点検方法  ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見
	(写真添付欄)		○点検方法  ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見